

11 浄水過程においてホルムアルデヒドを生成させる物質の規制について

5月18日、利根川水系から取水している複数の浄水場で、浄水処理水から水道法の基準を上回るホルムアルデヒドが検出された。

これにより複数の浄水場で取水停止等の措置をとり、千葉県では、約36万戸が断水するまでの事態となった。

今回の原因物質はアミン類の一つである、ヘキサメチレンテトラミンであることが、国及び埼玉県の調査により判明した。

しかし、この物質は水質汚濁防止法等における規制の対象外である。また、浄水場で消毒のために使う塩素を加えるとホルムアルデヒドになる物質は、ヘキサメチレンテトラミン以外にも、多数存在する。

これらの物質が規制されないままでは、今後も同様のことが起こりうる。

これは全国的な問題であり、国において至急対応するよう関東地方知事会として以下について要望する。

水道水源となっている公共用水域へ排水する工場・事業場に対し、水道の浄水過程においてホルムアルデヒドを生成する原因物質であるヘキサメチレンテトラミンなどの物質について、総合的な規制のあり方を検討し、水質汚濁防止法や廃棄物処理法等において、必要な措置を講じること。